

特別養護老人ホームいなさ園 サービス料金表（令和4年10月改定）

● 介護予防短期入所生活介護費

※負担割合については市から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

居室区分	要介護度	介護保険給付対象項目						介護保険給付対象外項目		1日あたりの見込み利用負担額 (送迎料金は別途)
		基本サービス費	加算サービス費					滞在費	食費 (朝347円・昼574円・夕524円)	
		併設型介護予防短期入所生活介護費	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 注1	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 注2	介護職員等ベースアップ等支援加算 注3			
多床室	要支援1	446円	12円	18円	40円	13円	8円	855円	1,445円	2,837円 2割負担:3,372円 3割負担:3,909円
	要支援2	555円	12円	18円	49円	16円	9円	855円	1,445円	2,959円 2割負担:3,618円 3割負担:4,276円
従来型個室	要支援1	446円	12円	18円	40円	13円	8円	1,171円	1,445円	3,153円 2割負担:3,688円 3割負担:4,225円
	要支援2	555円	12円	18円	49円	16円	9円	1,171円	1,445円	3,275円 2割負担:3,934円 3割負担:4,592円

☆ 入退所時に送迎を行った場合は送迎加算(片道184円)を算定します。また、若年性認知症の方のご利用についての加算(120円/日)、ケアマネジャーが必要を認め利用者の事情により緊急に受け入れを行った場合の加算(90円/日)、ご利用者の健康状態にあわせて療養食を提供したときの加算(8円/1食)を算定する場合があります(※2割負担の場合はそれぞれの2倍の額、3割負担の場合はそれぞれの3倍の額となります)。

注1 介護職員処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費の1月の総額の8.3%を算定するため、上記金額は概算となります。

注2 介護職員等特定処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費のひと月の総額の2.7%を算定するため、上記金額は概算となります。

注3 介護職員等ベースアップ等支援加算については、基本サービス費と各加算サービス費のひと月の総額の1.6%を算定するため、上記金額は概算となります。

☆ 滞在費、食費については利用者の世帯の所得に応じて負担の軽減があります(別表参照)。

《食費と居住費（滞在費）の利用者負担について》（令和3年8月改定）

● 食費・居住費（滞在費）の負担限度額（単位：円／日）

所得の状況（※1）		預貯金等の資産の状況（※2）	居住費（滞在費）の負担限度額（円／日）			食費の負担限度額（円／日）	
			ユニット型個室（みせんの里）	従来型個室（いなさ園）	多床室（いなさ園）	施設入所	ショートステイ
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、又は生活保護受給されている方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820	320	0	300	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820	420	370	390	600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310	820	370	650	1,000
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310	820	370	1,360	1,300
第4段階	上記以外の人		2,006	1,171	855	1,445	

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料となります。

※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

● 負担限度額の認定申請

- ・ 居住費（滞在費）・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。
- ・ 市へ認定申請を行ってください。交付された認定証は必ず利用する施設に提示してください。
- ・ なお、利用者負担段階の判定にあたっては、世帯の住民税の申告情報が参照されます。